

2026年5月18日付で、「証券総合取引約款・規定集」を一部改定いたします。
改定箇所につきましては、下記の新旧対照表（下線部改定）をご覧ください。

●池田泉州ＴＴ証券の証券総合取引約款

新	旧
第13条（売買等の取引の報告） 1. 当社は、お客様からご注文いただいた証券総合取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定にしたがい、契約締結時等交付書面等を作成し、遅滞なくお客様に<u>情報提供（交付またはこれに代わる電磁的方法による提供を含みます。以下、同じ）</u>いたします。 2. 当社は、金商法第37条の4第1項但し書の規定にもとづき、累積投資契約による買付の契約締結時等交付書面等、その他法令等により認められている<u>情報提供</u>は省略することがあります。 第14条（取引および残高の報告） 1. 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号ロの規定にもとづき、四半期に1回以上、当該期間における有価証券の売買等のお取引内容とお取引いただいた後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に<u>情報提供</u>いたします。また、お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に<u>情報提供</u>いたします。 2. 信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉があるお客様には、毎月、取引残高報告書をお客様に<u>情報提供</u>いたします。 3. （現行どおり） 4. 当社は、第13条の契約締結時等交付書面等ならびに本条第1項および第2項の取引残高報告書、ならびに当社がお客様にこの約款または法令等にもとづき<u>情報提供</u>した書面・通知等について、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものといたします。 5. 当社が<u>情報提供</u>した契約締結時等交付書面等または取引残高報告書等が、転居先不明、お届出の住所不一致等の理由により未到着、返戻された場合には、お取引を中止または停止させていただくことがあります。 6. （現行どおり） 第22条（お客様への報告・連絡事項） 1. 当社は、保護預り有価証券について、次の事項をお知らせします。 (1)名義書換または提供を要する場合にはその期日 (2)混合保管中の債券について、第<u>17</u>条の規定にもとづき決定された償還額 (3)最終償還期限 (4)<u>残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告</u> 2. 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。	第13条（売買等の取引の報告） 1. 当社は、お客様からご注文いただいた証券総合取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定にしたがい、契約締結時等交付書面等を作成し、遅滞なくお客様に<u>郵送等の方法により交付</u>いたします。 2. 当社は、金商法第37条の4第1項但し書の規定にもとづき、累積投資契約による買付の契約締結時等交付書面等、その他法令等により認められている<u>書面</u>は省略することがあります。 第14条（取引および残高の報告） 1. 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号ロの規定にもとづき、四半期に1回以上、当該期間における有価証券の売買等のお取引内容とお取引いただいた後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に<u>郵送等の方法により交付</u>いたします。また、お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に<u>郵送等の方法により交付</u>いたします。 2. 信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉があるお客様には、毎月、取引残高報告書をお客様に<u>郵送等の方法により交付</u>いたします。 3. （省略） 4. 当社は、第13条の契約締結時等交付書面等ならびに本条第1項および第2項の取引残高報告書、ならびに当社がお客様にこの約款または法令等にもとづき<u>郵送等の方法により交付</u>した書面・通知等について、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものといたします。 5. 当社が<u>郵送等</u>により交付した契約締結時等交付書面等または取引残高報告書等が、転居先不明、お届出の住所不一致等の理由により未到着、返戻された場合には、お取引を中止または停止させていただくことがあります。 6. （省略） 第22条（お客様への報告・連絡事項） 1. 当社は、保護預り有価証券について、次の事項をお知らせします。 (1)名義書換等の諸手続きを要する場合にはその期日 (2)混合保管中の債券について、第<u>19</u>条の規定にもとづき決定された償還額 (3)最終償還期限 (4)取引残高報告書による報告 2. <u>第1項第(4)号のご報告は、法令等の定めるところにより四半期に1回以上（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉が</u>

新	旧
また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社取扱部店の部店長に直接ご連絡ください。 3. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 4. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1)個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 (2)当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書 附則（2026年5月18日変更） この約款は、2026年5月18日よりお客様とのお取引に適用します。	ある場合には毎月）、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書をもって行います。お取引のない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書を交付します。その内容にご不審の点があるときには、すみやかに当社扱い店の部店長あてに直接ご連絡ください。当社所定の期間内にお客様からご連絡のない場合には、当社は、お客様がその内容について、ご確認のうえご承諾いただいたものとして取扱うことができるものといたします。 （新設） （新設） 附則（2025年9月30日変更） この約款は、2025年9月30日よりお客様とのお取引に適用します。

●池田泉州T T証券ダイレクト利用約款

新	旧
第1条（現行どおり） 第2条（本サービスの内容） 1. 本サービスの内容は、次のとおりといたします。 (1)オンライントレード インターネット技術等を利用したコンピューターならびにスマートフォンおよび携帯電話による取引をいいます。 (2)～(3)（現行どおり） 2. （現行どおり） 3. 以下のお客様は、第2条第1項第1号のサービス（本項第1号については、入出金サービス利用および一部の個人登録情報の変更等を含みます。）を制限させていただきます。 (1)パスキー認証を利用してログインされない方 (2)法人口座 (3)日本国内の居住者でない場合 (4)その他当社が本サービスの提供に適さないと判断した場合 第3条（申込手続き） 1. 本サービスの申込みは、証券総合取引約款にもとづき当社と証券総合口座取引を行うお客様が、当社所定の書面の提出により当社に申し込むものとし、当社は、当該申込みを確認できたお客様に、ログインID、初期ログインパスワードおよび初期	第1条（省略） 第2条（本サービスの内容） 1. 本サービスの内容は、次のとおりといたします。 (1)オンライントレード インターネット技術等を利用したコンピューターならびにスマートフォンおよび携帯電話による取引をいいます。 (2)～(3)（省略） 2. （省略） （新設） 第3条（申込手続き） 1. 本サービスの申込みは、証券総合取引約款にもとづき当社と証券総合口座取引を行う個人のお客様が、当社所定の書面の提出により当社に申し込むものとし、当社は、当該申込みを確認できたお客様に、ログインID、初期ログインパスワードおよび

新	旧
取引パスワードを発行いたします。 2. (現行どおり) 第4条 (初回認証) 1. (現行どおり) 2. 前項の初回認証時には、<u>パスキー認証の設定、および随時連絡が取れるお客様ご自身の電子メールアドレス (ただし、アドレスの種類によってはご利用いただけない場合があります。)</u>を当社所定の方法で登録していただきます。 第5条 (本サービスの利用) 1. お客様は、本サービスについて、次の各号に掲げる取引の種類に応じて当該各号に掲げる時点からご利用いただけます。 (1) オンライントレード 前条第1項の初回認証<u>およびパスキー認証の設定</u>が完了した時点 (2) 情報提供サービス <u>前条第1項の初回認証が完了した時点</u> (3) 電子交付サービス 当社所定の電子交付サービスの手続きが完了した時点 2. (現行どおり) 第6条 (<u>パスキー認証情報およびパスワード管理</u>) 1. (現行どおり) 2. <u>パスキー認証情報 (これらを利用するための端末および生体認証情報等)、ログインIDおよびパスワード (初期パスワードおよびその後に変更されたパスワードを含みます。)</u>は、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客様ご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。 3. <u>本サービスに関して、パスキー認証を利用したログインの場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、オンライントレードにおける発注をお受けし、本サービスのご提供をいたします。</u> 4. <u>本サービスに関して、ログインIDおよびパスワードが当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、本サービスを提供いたします。</u> 5. <u>お客様がログインIDおよびパスワードを当社所定の回数以上誤って使用されたときは、本サービスの取扱いを中止します。お客様が取引の再開を希望する場合は、当社所定の手続きによりその旨を届け出ていただきます。</u> 6. <u>お客様は、ログインIDおよびパスワードを失念または紛失された場合、当社所定の手続きに従い再発行手続きを行っていただきます。また、パスキー登録の解除が必要となった場合、当社所定の手続きに従い利用解除を行っていただくことができます。</u> 第7条～第12条 (現行どおり) 第13条 (取引注文の取消または変更) 1～2 (現行どおり) 3. お客様が取引注文の取消または変更のお手続きを行われた場合であっても、ご指示が間に合わず取引注文が成立する場合は	び初期取引パスワードを発行いたします。 2. (省略) 第4条 (初回認証) 1. (省略) 2. 前項の初回認証時には、随時連絡が取れるお客様ご自身の電子メールアドレス (ただし、アドレスの種類によってはご利用いただけない場合があります。) を当社所定の方法で登録していただきます。 第5条 (本サービスの利用) 1. お客様は、本サービスについて、次の各号に掲げる取引の種類に応じて当該各号に掲げる時点からご利用いただけます。 (1) オンライントレード 前条第1項の初回認証が完了した時点 (2) 情報提供サービス <u>前号に同じ</u> (3) 電子交付サービス 当社所定の電子交付サービスの<u>申込み</u>手続きが完了した時点 2. (省略) 第6条 (パスワード管理) 1. (省略) 2. ログインIDおよびパスワード (初期パスワードおよびその後に変更されたパスワードを含みます。) は、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客様ご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。 (新設) 3. <u>本サービスに関して、ログインIDおよびパスワードが当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、本サービスを提供いたします。</u> 4. <u>お客様がログインIDおよびパスワードを当社所定の回数以上誤って使用されたときは、本サービスの取扱いを中止します。お客様が取引の再開を希望する場合は、当社所定の手続きによりその旨を届け出ていただきます。</u> 5. <u>お客様は、ログインIDおよびパスワードを失念または紛失された場合、当社所定の手続きに従い再発行手続きを行っていただきます。</u> 第7条～第12条 (省略) 第13条 (取引注文の取消または変更) 1～2 (省略) 3. お客様が取引注文の取消または変更のお手続きを行われた場合であっても、ご指示が間に合わず取引注文が成立する場合は

新	旧
ありますので、お客様は、取消または変更のお手続きを行われたときには、取引注文が取消または変更されたことを必ずオンライントレードシステム上の確認画面で確認していただくものといたします。 4. (現行どおり) 第14条～第18条 (現行どおり) <u>第19条 (電子交付サービスの提供の開始)</u> <u>次のいずれかに該当する場合は、当社は、お客様に対し電子交付サービスの提供を開始します。</u> (1)お客様が当社所定の方法により電子交付サービス利用の申込みを行った場合 (2)当社が、法令諸規則の定めに基づき、電子交付の対象書面等を当社ホームページ等により告知し、当該書面について電子交付を行う旨を通知した後、当社所定の期間内に、お客様から紙媒体による書面の交付の継続を希望する旨の意思表示がなされなかった場合 <u>第20条 (対象書面)</u> 1. 前条第1項第1号により、電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるウェブサイト内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面 (以下「対象書面」といいます。) といたします。 (1)～(5) (現行どおり) 2. 前条第2号により電子交付サービスにて提供する電子交付の対象書面は、前項(1)～(5)に定める書面のうち、当社ホームページ等によりデジタル提供対象書面として告知する書面とします。なお、お客様の当社所定の申込みに基づき、デジタル提供対象書面以外の対象書面についても電子交付することができるとします。 <u>第21条 (電子交付方法)</u> <u>第22条 (対象書面の交付日等)</u> <u>第23条 (電子交付サービスの提供等)</u> 電子交付サービスの提供等に当たっては、お客様が、次の各号に掲げる事項について十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において当該サービスの提供等を受けることに同意し、これを確認したものとみなします。 (1)～(6) (現行どおり) (7)紙媒体による交付への変更を希望する場合は、当社に連絡をし、書面交付希望の申出を行う必要があること	ありますので、お客様は、取消または変更のお手続きを行われたときには、取引注文が取消または変更されたことを必ずオンライントレードの確認画面で確認していただくものといたします。 4. (省略) 第14条～第18条 (省略) (新設) <u>第19条 (対象書面)</u> 電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるウェブサイト内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面 (以下「対象書面」といいます。) といたします。 (1)～(5) (省略) (新設) <u>第20条 (電子交付方法)</u> <u>第21条 (対象書面の交付日等)</u> <u>第22条 (申込み手続き)</u> 1. 電子交付サービスは、原則として、お客様が、当社のオンライントレード認証画面にログインし、登録情報照会画面より当社へ申し込むものとし、当社は、当該申込みを確認できたものに限り、電子交付サービスの提供を行うものといたします。 2. 当社は前項の当該申込みの確認をもって、お客様が、次の各号に掲げる事項を十分に理解し、お客様ご自身の判断と責任において電子交付サービスを利用されることに同意したものとみなします。 (1)～(6) (省略) (新設)

新	旧
<u>第 2 4 条</u>（電子交付サービスにおける取扱い） <u>第 2 5 条</u>（申込みの撤回等） 当社は、<u>第 2 3 条の規定による申込みの承諾を行ったお客様から電子交付サービスの解約等を希望する旨または第 2 0 条第 2 項に規定するデジタル提供対象書面について紙媒体による交付を希望する旨の申し出をされ、当社が当該申し出を受理した場合、電子交付サービスの提供を終了するものとします。</u> <u>また、電子交付サービスの提供を終了した場合は、既に電子交付等を行った電子書面の記載事項を消去する指図がお客様からあったものとみなし、当社で当該記載事項を消去する場合があります。電子交付サービスの提供終了後は、当社からの対象書面の交付は郵送による交付に切り替えます。ただし、対象書面毎に、郵送への交付切替時期が異なる場合があります。</u> <u>第 2 6 条</u>（閲覧の停止） <u>第 2 7 条</u>（対象書面の追加） <u>第 2 8 条</u>（注意事項） <u>第 2 9 条</u>（免責事項） 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客様に生じた直接の損害についてはこの限りではありません。 (1)オンライントレードのご利用に関し、次に掲げる取引により生じた損害 ①パスキー認証を利用してログインした際の取引（第三者によるパスキー認証情報の登録およびそのパスキー認証の利用も含みます） ②お客様が入力された<u>取引</u>パスワードと当社が記録している<u>取引</u>パスワードおよび口座番号等の一致を当社が確認した取引 ③第三者が<u>取引</u>パスワード等を不正に使用して行った取引 (2)～(10)（現行どおり） <u>第 3 0 条</u>（届出事項の変更） <u>第 3 1 条</u>（本サービスの停止） <u>第 3 2 条</u>（この約款の変更） <u>第 3 3 条</u>（合意管轄） 附 則 この約款は、<u>2026 年 5 月 18 日</u>より適用いたします。	<u>第 2 3 条</u>（電子交付サービスにおける取扱い） <u>第 2 4 条</u>（申込みの撤回等） 当社は、<u>第 2 2 条の規定による申込みの承諾を行ったお客様から電子交付サービスの解約等の申し出があった場合、電子交付サービスを提供しないものとします。この場合、お客様は、電子交付サービスの提供を受けることはできないものとします。ただし、当該お客様が再び第 2 2 条による申込みを行った場合は、この限りではありません。</u> <u>第 2 5 条</u>（閲覧の停止） <u>第 2 6 条</u>（対象書面の追加） <u>第 2 7 条</u>（注意事項） <u>第 2 8 条</u>（免責事項） 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客様に生じた直接の損害についてはこの限りではありません。 (1)オンライントレードのご利用に関し、次に掲げる取引により生じた損害 （新設） ①お客様が入力されたパスワードと当社が記録しているパスワードおよび口座番号、<u>I D</u>等の一致を当社が確認した取引 ②第三者がパスワードを不正に使用して行った取引 (2)～(10)（省略） <u>第 2 9 条</u>（届出事項の変更） <u>第 3 0 条</u>（本サービスの停止） <u>第 3 1 条</u>（この約款の変更） <u>第 3 2 条</u>（合意管轄） 附 則 この約款は、<u>2019 年 6 月</u>より適用いたします。

●公社債の売買取引について

新	旧
1～5（現行どおり） 6．契約締結時等交付書面の確認を忘れずに 公社債の売買取引が成立すると、当社から契約締結時等交付書面が交付されます。ここには取引された公社債の銘柄名（回数）、額面金額、手数料額、受渡し代金などが記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので保管しておくことをお勧めします。	1～5（省略） 6．契約締結時等交付書面の確認を忘れずに 公社債の売買取引が成立すると、当社から契約締結時等交付書面が郵送されてきます。ここには取引された公社債の銘柄名（回数）、額面金額、手数料額、受渡し代金などが記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので保管しておくことをお勧めします。

●外国証券の国内店頭取引について

新	旧
1～6（省略） 7．契約締結時等交付書面の確認を忘れずに 外国証券の売買取引が成立すると、当社から契約締結時等交付書面が交付されます。ここには取引された外国証券の銘柄名や売買代金等の情報が記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので大切に保管されることをお勧めします。	1～6（省略） 7．契約締結時等交付書面の確認を忘れずに 外国証券の売買取引が成立すると、当社から契約締結時等交付書面が郵送されます。ここには取引された外国証券の銘柄名や売買代金等の情報が記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので大切に保管されることをお勧めします。

以 上